

年末年始も消費者トラブルに注意！

市立消費生活センターでは**2025年12月28日(日)から2026年1月4日(日)まで休館**となります。その期間中を狙って悪質商法や詐欺などを行う事業者が不審な電話をかけたり、訪問したりする危険性があります。

この時期特に注意が必要な悪質商法の事例を紹介します。「自分は大丈夫」と思わず、商品の購入や契約を行う際には、慎重に行動するよう心がけましょう。

不用品回収・買取

投げ込みチラシを見て、不用品回収業者に依頼。解約する場合は違約金が発生すると口頭で説明を受け契約したが、違約金が1万円と高額で不満。

一言アドバイス
複数社から見積もり、十分に比較・検討しましょう。



光回線の契約・解約

業者が来訪し、「安全で快適、料金が安くなる」と勧誘され、インターネット契約を結んだが、解約したい。



一言アドバイス
契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。

国の機関や企業等をかたる 不審な電話

国の機関名を名乗る電話がかかってきた。住所や氏名を聞かれ、答えなかつたが、本当に国の機関からの電話なのか。
※他にも警察官、電話会社や宅配業者をかたるものもあります。

一言アドバイス
知らない番号には出ないようにしましよう。個人情報を聞かれても、すぐ切りましよう。



意図しない定期購入

「初回限定」「定期縛りなし」という広告を見て、初回だけと思い、美容クリームを買ったが2回目が届いた。解約しようと電話をするがつながらない。

一言アドバイス
注文確定前に「最終確認画面」をよく確認しましょう。



契約トラブルで困ったときは消費生活センターへご相談ください。

消費者ホットライン(局番なし) ☎188 ※通話料はすべて有料です

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムティ4F】 ☎641-9782

※令和8年1月より、これまで隨時受けていた「来所相談」は、

原則、事前に「電話相談」していただき、必要な場合のみとさせていただきます。

ほとんどのご相談は電話で対応可能であり、皆さんに来所いただく負担を軽減するためです。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん